

基本編

1 高等学校における特別支援教育の基本的な考え方

本県では、特別支援教育は、障害のある子ども（発達障害の可能性のある子どもを含む。以下同じ。）のみを対象とした特別な教育ではなく、全ての子どもに対する一人一人の能力や特性に応じた指導・支援を一層充実させ、子どもが本来持っている力を最大限に発揮できるようにすることであると捉えています*1。そして、そのためには、子どもが自信を育むとともに、周囲の人々と相互に支え合う関係を築くことが特に重要であると考えています。

自信は、子どもが積極的かつ柔軟に学校生活を送っていくための原動力です。子どもは、自信が育ってくると、友達へのかかわりが積極的になったり、学習への取組が意欲的になったりします。そして、うまくいっている状況を自ら広げていくとともに、難しい状況においても、自分なりに工夫して対処しようとするようになります。また、周囲の人々と相互に支え合う関係を築くことができると、誰もが互いに、周囲の助けも得ながら、参加や活動の幅を広げていくことができるようになっていきます。

そこで、全ての子どもが自信を育み、周囲の人々と支え合う関係を築くことができるようにするために、教師は子どもの理解を深め、子どもの安心感を高める指導・支援の充実に努めることが大切です。また、その中で、障害のある子どもについては、個別の教育支援計画を作成・活用し、一人一人の障害の状態等に応じた安心感を高める指導・支援に取り組んでいくことが求められます。

高等学校においても、このような考え方の下、全ての生徒を対象として安心感を高める指導・支援を行う中で、障害のある生徒には、個別の教育支援計画を活用したきめ細かな指導・支援を行っていくことが必要です。また、それだけでは十分ではない場合は、特別の教育課程を編成し、通級による指導を行うことも考えられます。

高等学校段階の生徒は、人間としての在り方生き方を模索し、価値観を形成する時期にあるとともに、自己と社会との関わりについて深く考え、将来の在り方生き方、進路を選択決定していく時期でもあります*2。そこで、生徒が自身の願いや希望を伝え、指導・支援内容の検討に主体的に関わっていけるよう「本人主体の指導・支援」を行うことにより、生徒が次のような力を身に付けられるようにすることが大切です。

- 1 自己理解：自分の得意なことや不得意なことを客観的に捉える力
- 2 自己選択：不得意なことにも対処するために、必要な支援を選択する力
- 3 自己表現：必要な支援について周囲に伝え、話し合っていく力

※1 「栃木県特別支援教育推進計画」（令和3年2月 栃木県教育委員会）

※2 「高等学校学習指導要領解説」【総則編】（平成30年告示 文部科学省）

2 校内支援体制の充実

各学校においては、校長のリーダーシップの下、校内の組織として校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを校務分掌に位置付けます。その上で、各部や各教科、保護者、関係機関等との連携により、支援体制の充実を図ることが大切です。

(1) 組織

ア 校内委員会

障害のある生徒の実態把握や支援の在り方等について検討を行う委員会のことです。定期的な開催について年間計画に位置付けるとともに、必要に応じて開催します。

【定期的な開催の内容例】

- ・ 特別支援教育に関する方針の検討（研修計画を含む）
- ・ 生徒の実態把握と情報収集
- ・ 指導・支援の評価と改善

【必要に応じた開催の内容例】

- ・ 障害のある生徒の指導・支援についての検討や評価（ケース会議）
- ・ 進路先への支援情報の引継ぎ実施に向けた検討

イ 特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に次のような役割を担います。

- 1 校内支援体制の整備・運営に係る調整
 - (1) 生徒の実態把握と情報収集を含む校内委員会の計画・運営
※個別の教育支援計画（個別の指導計画を含む）の運用を含む
 - (2) 組織的な引継ぎの方法の計画・運営
 - (3) 校内の関係者や関係機関等との連絡調整
- 2 ホームルーム担任・保護者への支援
 - (1) ホームルーム担任への助言
 - (2) 保護者からの相談対応

特別支援教育コーディネーターが業務を進めていくに当たっては、生徒の指導・支援について教職員と一緒に考えるという姿勢で、生徒指導主事や教育相談係主任とそれぞれの視点を生かして考えたり、特別支援教育係の教職員と役割分担したりすることが大切です。

(2) 校内外との連携

ア 各部・各教科等との連携

指導・支援の検討、実施、評価に当たっては、各部・各教科等との連携が欠かせません。業務の役割分担や情報共有の方法等について、事前に確認しておくことが必要です。

【各部との連携の例】

- ・教 務 部：学校行事における配慮等
- ・学習指導部：学習内容や方法の調整、定期テストにおける配慮等
- ・生徒指導部：悩みや不安への相談対応、福祉機関との連携等
- ・進路指導部：就労支援機関との連携、進路先への支援情報の引継ぎ等
- ・渉 外 部：P T A行事における保護者への理解啓発等

【各教科との連携の例】

- ・専門教科における配慮（実習や実技を伴う教科の配慮）等

イ 保護者との連携

全ての生徒の保護者に対し、特別支援教育の重要性や校内の支援体制について理解を得るようにします。また、障害のある生徒の指導・支援に当たっては、保護者の願いや思いを大切に、一緒に考える姿勢を忘れずに連携を図ることが大切です。

ウ 関係機関等との連携

教育、医療、保健、福祉、労働等の地域の関係機関等との連携については、校内委員会での検討を踏まえ、主に特別支援教育コーディネーター等が窓口となり連絡調整を図るようにします。なお、関係機関等を本人・保護者に紹介する場合には時機や伝え方等に配慮するとともに、学校が連携する場合には、本人・保護者の同意を得ることが必要です。

【連携先の例】

- ・教育：各地域の特別支援学校（センター的機能^{※3}）、出身中学校、特別支援教育室（発達障害専門家チーム等の派遣）、栃木県総合教育センター等
- ・医療：各医療機関等
- ・保健：保健所、栃木県発達障害者支援センターふぉーゆう等
- ・福祉：市町障害福祉課、市町社会福祉協議会等
- ・労働：ハローワーク、栃木障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等

【支援情報の引継ぎ】

- ・中学校からの引継ぎ：入学時には、生徒の出身中学校から支援情報の引継ぎを受け、入学後早期からの支援に生かします。
- ・進路先への引継ぎ：卒業時には、本人・保護者の同意を得て高等学校における支援情報を大学や企業等の進路先へ引き継ぐことで、本人が合理的配慮の意思の表明をする際の一助とし、進路先における早期からの支援に役立てられるようにします。

※3 特別支援学校のセンター的機能

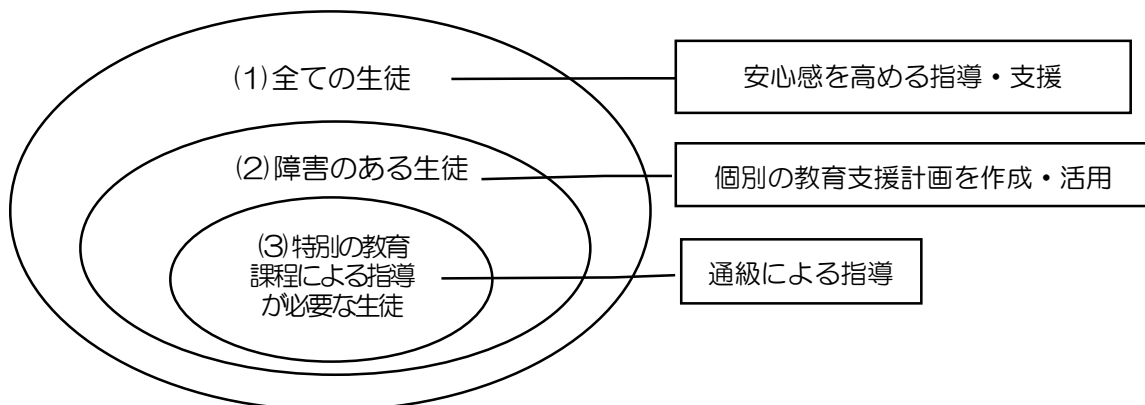
学校教育法第74条において、「特別支援学校は小学校及び中学校等の要請に応じて、児童生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と示されています。次のような点で活用することができます。

- ・教員に対する支援（障害のある生徒の実態把握、指導内容や方法、個別の教育支援計画の作成等）
- ・指導者の資質、専門性向上のための研修会や事例検討会等の開催 等

3 指導・支援の充実に向けて

全ての生徒を対象として安心感を高める指導・支援を行う中で、障害のある生徒には、「個別の教育支援計画」を作成・活用し、その生徒にとっての安心感を高められるよう適切な指導及び必要な支援を行います。そして、それだけでは十分ではない場合、特別の教育課程を編成し、通級による指導を行うことも考えられます。

<指導・支援の全体イメージ図①>



(1) 全ての生徒に対する安心感を高める指導・支援

生徒の学習や生活は、教師や友達との人間関係をはじめ、教師の発問や指示、板書や教材なども含む様々な環境との相互作用によって展開されていることから、次の2点を柱として、すべての生徒の安心感を高められるよう、指導・支援に取り組むことが必要です。

I 認め合う関係を育む

○一人一人を認める

- ・生徒の言動の背景を多面的に捉える
- ・生徒の思いを言語化して返したり、変容や努力の過程などを認めたりする 等

○生徒同士の関係をつなぐ

- ・生徒の言動を肯定的に捉え、全体に返す
- ・生徒同士で教え合ったり助け合ったりする活動を取り入れる 等

II 分かりやすい環境を整える

○全体と部分の構造を明確にする

- ・活動の開始時に全体の構造と時間計画を伝える
- ・活動の節目に、全体の構造と時間計画における現在の位置を確認する 等

○情報を取り入れやすくする

- ・指示は短い言葉で具体的に伝える
- ・情報を時間的、空間的に分けて伝える
- ・視覚や聴覚に働きかける 等

(2) 障害のある生徒に対する指導・支援

障害のある生徒には、「個別の教育支援計画」を作成・活用することで、その生徒にとっての認め合う関係、分かりやすい環境に配慮しながら、生徒の実態に応じた指導・支援をより充実させることができます。

ア 「個別の教育支援計画」とは

「個別の教育支援計画」とは、本人・保護者の願いに基づき、就学前から学校卒業後まで一貫した支援を行っていくために作成・活用する計画書です。本県の「個別の教育支援計画」は、各年齢段階における関係機関等による支援の全体像（以上「支援機関一覧」）、本人・保護者の願い、本人の生活の様子、学校での指導目標や手立て、合理的配慮等（以上「個別の指導計画」※4）により構成されます。本人・保護者の意向を踏まえ、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と支援に必要な情報の共有を図り、作成・活用します。

【「個別の教育支援計画」作成のメリット】

要 点 整 理：計画書に要点を整理することで、目標や手立てを明確にして支援ができます。

情 報 共 有：教職員間や教職員と保護者、関係機関等との間で情報を共有することで、連携して支援ができます。

評価・引継ぎ：定期的に見直しながら効果的な支援の方法を蓄積し、「合理的配慮」を含む支援情報を進路先へ引き継ぐことで、継続的な支援ができます。

イ 対象生徒

学校生活において学习上・生活上の困難がみられる生徒のうち、校内委員会で特別な指導や支援が必要とされた生徒を対象に作成します。例えば、次のような生徒が考えられます。

- ① 入学者選抜において配慮の必要があった生徒
- ② 中学校から引継ぎを受けた生徒
- ③ 入院中・退院後等の支援が必要な生徒
- ④ 大学入試等において配慮が必要と考えられる生徒
- ⑤ 進路先への引継ぎが必要と考えられる生徒

なお、「個別の教育支援計画」の作成には、本人・保護者の同意が必要です。同意が得られなかった場合には、まずはその生徒の困難さを減らせるような支援や指導の手立てを、本人・保護者と一緒に考え、実践することが大切です。そして、「この方法があればうまくやっていける」という成功体験を積み重ねる中で、目標や手立てを明確にして教職員で共有したり、進路先に引き継いだりするメリットを丁寧に説明したりしながら、「個別の教育支援計画」の作成についても理解を得られるようにしていきます。

※4 「個別の指導計画」

「個別の指導計画」（本県の参考様式）は、通常の学級用、通級による指導用、特別支援学級用、特別支援学校用があります。

ウ 指導・支援の流れ

(7) 実態把握

学習面、生活面における困難さについて捉えるとともに、その背景要因を考えます。また、生徒のうまくいっている状況や、困難さの中でもうまくいっている状況についても把握します。

a 観察

授業中や休み時間、部活動等の日常の生徒の状況について、顔色や表情、言動などの様子をよく観察します。生徒個人の様子に加えて、環境や周囲との関係性についてもよくみるのが大切です。また、様々な立場の教員で、多方面から生徒を観察するようにします。

b 本人・保護者からの聞き取り

本人・保護者との面談により、学习上・生活上の困難やその困難に対してどのように対処してきたのかについて、丁寧に聞き取ります。その際、本人や保護者の「どうしたいか」「どうありたいか」という願いや思いについても十分に確認します。

c 中学校からの支援情報の引継ぎの活用

引継ぎを受け、生徒が中学校でうまくいっていた方法等の支援情報を確認します。必要に応じて中学校と更なる情報交換を行うことも考えられます。その場合は、本人・保護者の了解を得て行います。

(4) 指導・支援の検討

特別に必要な指導内容や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容について、総合的に検討します。

a 指導の検討

(a) 指導目標の設定

学習面と生活面の全体状況の中から、生徒のうまくいっている状況をさらに伸ばすことを主として、1年間で達成できそうな長期目標と、今後1～2か月程度で達成できそうな短期目標を設定します。短期目標は、具体的で小さな目標とし、1つか2つに絞ります。

例) 長期目標：見通しをもって課題の提出ができる

短期目標：各課題にかかる時間の見通しを持つことができる

(b) 指導内容の検討

短期目標の達成に向けて、指導の手立て及び指導場面を具体的に検討します。

① 指導の手立ての設定

生徒が目標を達成するために教師が行う働き掛けについて、教師を主語に考えます。

例) 得意な教科で指名し、発言の機会をつくる

課題の一覧表を作成させ、取組状況を確認させる

② 指導場面の設定

役割分担を明確にした上で、担当者が確実に指導できる場面（時間・場所）を設定します。

【時間】例) 国語の時間、昼休み、清掃、放課後等

【場所】例) 教室、職員室、清掃場所、体育館等

【担当】例) ホームルーム担任、教科担任、学年主任、部活動顧問、養護教諭等

b 支援の検討

学校生活全般において必要な支援及び指導目標を達成するために必要な支援について検討します。基礎的環境整備の状況を確認した上で、合理的配慮について検討します。

【基礎的環境整備】

○合理的配慮の基礎となる環境整備のことです。各学校における基礎的環境整備の状況を基に合理的配慮の検討を行います。

例) 特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制、音声教材等の整備 等

<基礎的環境整備の観点 8 観点>

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

【合理的配慮】

○「合理的配慮」とは、障害のある児童生徒が、他の児童生徒と同様、公平に教育の機会に参加することを目的として、学校の設置者及び学校が社会的障壁を除去するために行う「必要かつ合理的な取組（変更・調整）」のことです。

- ・障害の特性や具体的場面・状況に応じて「個別」に必要となるもの
- ・体制面や財政面において「過重な負担」を課さないもの

○「合理的配慮」は、本人・保護者からの意思の表明に基づくものですが、意思の表明がない場合でも適切な対応に努めることが大切です。

○合理的配慮の検討においては、本人・保護者との「建設的対話」による相互理解が求められます。過重な負担が考えられる場合は、本人・保護者にその理由を説明し理解を得るよう努めるとともに、代替措置の選択も含め合意形成を図ることが大切です。

例) 聴覚過敏の生徒のために教室の机・椅子の脚に緩衝剤を付けて雑音を軽減する
人前での発表が困難な生徒に対し、代替措置としてレポートを課す 等

<合理的配慮の観点 3 観点 11 項目>

観 点	項 目
①教育内容・方法	①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
	①-1-2 学習内容の変更・調整
	①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
	①-2-2 学習機会や体験の確保
	①-2-3 心理面・健康面の配慮
②支援体制	②-1 専門性のある指導体制の整備
	②-2 生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
	②-3 災害時等の支援体制の整備
③施設・設備	③-1 校内環境のバリアフリー化
	③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
	③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

(ウ) 指導・支援の実施

個別の教育支援計画の内容を意識しながら、役割分担により、日常の指導・支援に当たります。指導・支援の経過については適宜記録に残し、特に、うまくいっているところが見られた場合には、その中からうまくいくための条件を抽出し、簡略に記録します。

(エ) 評価・改善

指導・支援の結果、指導目標が達成されたかどうかを確認します。「うまくいっているところは広がっているか」「困難さの中でも状況がよくなっているところはないか」という視点で生徒の学習面と生活面の全体状況を確認します。

また、指導・支援の改善に生かすため、目標が達成された場合も、されなかった場合も、なぜそうなったのか、要因を考察します。そして、評価に応じて、指導・支援の改善を図ります。

(3) 通級による指導

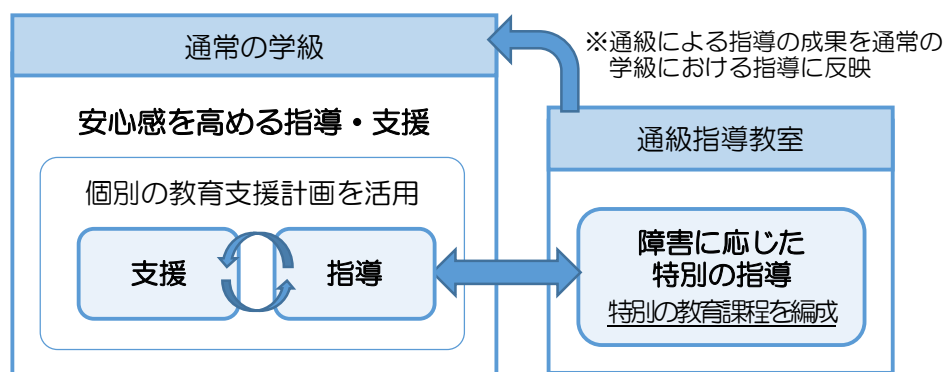
(1) (P4)、(2) (P5) の指導・支援を十分に行った上でも、学習上・生活上の困難の改善・克服に向けた課題が大きい生徒に対しては、本人・保護者の意向を踏まえ、通級による指導を検討することができます。

ア 通級による指導とは

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍している障害のある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業^{※5}について当該生徒の障害に応じた特別の指導^{※6}を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態のことです。

なお、通級による指導で行われる「障害に応じた特別の指導」は、特別の教育課程を編成して指導し単位認定をするという点で、通常の学級で行われる個別の指導と大きく異なります。

<指導・支援の全体イメージ図②>



※5 一部の授業

通級による指導は、制度上、年間7単位を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができます。

※6 障害に応じた特別の指導

生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとして行う指導のことです。教科の遅れを取り戻すための指導ではありません。

イ 対象生徒

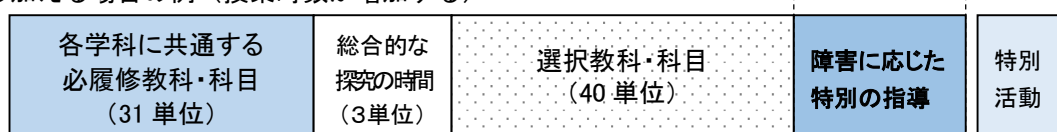
以下の①～③を全て満たす生徒としています。

- ① 自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害があり（その可能性がある生徒も含む。）、「個別の教育支援計画」を作成し、これを活用した指導・支援が十分に行われている生徒
- ② 本人及び保護者が通級による指導を希望している生徒
- ③ 校内委員会において通級による指導の必要性が認められる生徒

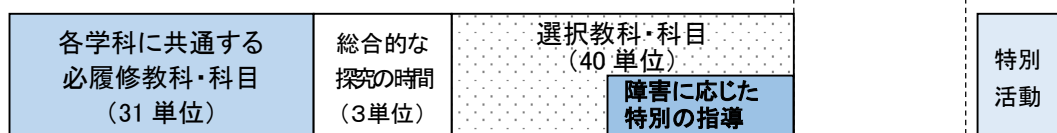
ウ 教育課程上の位置付け

特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導を行います。選択教科・科目を通級による指導に替えて実施する場合と、放課後等に加えて実施する場合があります。

●加える場合の例（授業時数が増加する）



●替える場合の例（授業時数が増加しない）



エ 指導内容

障害による学習上・生活上の困難を改善・克服することを目的とし、特別支援学校高等部の学習指導要領の「自立活動^{※7}」の内容を参考として指導内容を設定します。教科の遅れを取り戻すための指導ではありません。

- 例) ・学習上・生活上の困難を抱える生徒が、自分の得意・不得意を理解し、必要な支援を選択したり、必要な支援について周囲に伝えたりする力を身に付ける学習
- ・学習の手順の理解や段取りの苦手な生徒が、自分の行動の傾向を把握したり、課題に取り組みやすい方法を身に付けたりする学習
- ・板書の視写の苦手な生徒が、自分に合ったノート作成方法等を身に付ける学習

オ 担当教員

生徒の在籍する高等学校の教員が通級による指導を担当します。日常の生徒理解を踏まえ、学級担任や特別支援教育コーディネーター等と連携・協力して指導を行います。

※7 自立活動

自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域であり、一人一人の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善したり克服したりしようとする取組を促す教育活動です。自立活動の内容は、6区分27項目から成り立っています。

カ 通級による指導実施の流れ

●通級による指導のスケジュール例（新入生の場合）

1年生	4～9月	○通常の学級における「個別の教育支援計画」を作成・活用した指導・支援 ○校内委員会による検討 ・「通級による指導」を見据えた「放課後の指導」の必要性の検討等 ○高校教育課・特別支援教育室への連絡 ○本人・保護者との「放課後の指導」実施についての合意形成
	10～3月	○「放課後の指導」実施 ○校内委員会による検討 ・「放課後の指導」の検証（「通級による指導」の必要性、指導内容の検討等） ○本人・保護者との「通級による指導」実施についての合意形成
2年生	4月～	○「通級による指導」の実施

(7) 通常の学級における個別の教育支援計画を活用した指導・支援

まずは、通常の学級において日常の学習や生活の中で個別の教育支援計画を作成・活用した指導・支援を行いながら、さらに実態把握を進め、通級による指導を見据えた指導を行う必要があるかどうか検討します。

(イ) 放課後の指導（通級による指導を見据えた前段階の指導）

校内委員会により、通級による指導の必要性が考えられた生徒に対して、「放課後の指導」として、自立活動の内容を参考とした指導を行います。本人・保護者の同意の下、指導目標、指導内容について本人とともに検討し、実施します。また、学期ごとに評価を行い、放課後等の指導を終了とするか、引き続き行うか、通級による指導を行った方がよいかについても検討します。

(ウ) 通級による指導

校内委員会により、教育課程に位置付けて通級による指導を行う必要があると考えられた生徒に対して、通級による指導を行います。

通級による指導の実施にあたっては、さらに実態把握を進め、個別の指導計画（通級による指導用）を作成します。そして、生徒が個別の指導計画に従い通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標から見て満足できると認められる場合に、単位を認定します。また、通級による指導の成果が十分に認められた場合は、通級による指導を終了とします。

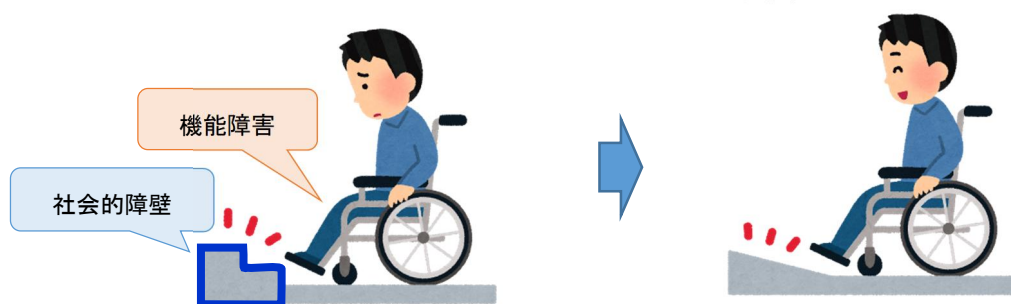
キ 通級による指導を実施する上での留意点

通級による指導はあくまでも個別に設定された時間で行う授業であり、障害のある生徒の学びの充実のためには、他の全ての授業においても指導方法の工夫・改善が重要となります。また、通級による指導は、通常の学級における指導・支援との連携が大切です。通級による指導で生徒が学んだことを日々の授業や生活の中で生かせるように、通級による指導担当教員と担任・教科担当教員等との情報共有を図ることが大切です。

▶ コラム 障害の捉え方と障害者差別解消法

【障害の捉え方】

- 平成 13 (2001) 年に「世界保健機関」(WHO) において採択された「国際生活機能分類 (ICF)」では、障害の状態は、個人の心身の機能に規定されるだけでなく、その人の健康状態や環境等と相互に影響し合うものと説明されています。
- この考え方に基づき平成 23 (2011) 年に改正された障害者基本法第 2 条では、障害者を、「心身の機能の障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」としています。
- 例えば、この絵では、足にまひのある人が車いすで走行中に段差に遭遇し、前に進めない状況があります。この場合の「足のまひ」は心身の機能障害であり、「段差」のように日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを「社会的障壁」と言います。



- この場合、段差にスロープをかけることで移動ができるようになり、困難が解消されます。このように、社会的障壁を取り除くことを「合理的配慮」と言います。

【障害者差別解消法】

- 平成 28 (2016) 年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)」では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、次の 2 つの内容について規定されました。

① 不当な差別的取扱いの禁止

障害があることで、正当な理由なく教育の機会の提供を拒否したり、障害のない人には付さないような条件を付したりするような行為は、不当な差別的取扱いとして禁止されます。

- 例) ・ 障害があることを理由に受検や入学、校外教育活動等への参加を拒んだり、これらを拒まない代わりに正当な理由のない条件を付したりする
- ・ 試験において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差をつけたりする

② 合理的配慮の提供 → 7 ページ

障害のある児童生徒やその保護者から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することです。

- 例) ・ 移動に困難のある生徒のために、授業で使用する教室を利用しやすい場所に変更する
- ・ 読み・書き等に困難がある生徒のために、授業や試験でのタブレット端末等の ICT 機器の使用を許可したり、筆記に替えて口頭試問による学習評価を行ったりする

【参考】 栃木県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/keikaku/kyouitaiousyouryou.html>